

四日市市告示 第453号

四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

四日市市長 森 智広

#### 四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者や個人事業者等（以下「中小企業者等」という。）で、新型コロナウイルス感染症による売上高減少や原油・物価高騰などの影響に伴い、四日市市中小企業振興資金（一般融資）、四日市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資）に関する融資（以下これらを「対象融資資金」という。）を利用した場合に、本市が予算の範囲内で保証料を補助することについて必要な事項を定め、もって中小企業者の経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 四日市市中小企業振興資金（一般融資） 四日市市中小企業振興資金融資制度要綱（昭和50年四日市市告示1号。以下「融資要綱」という。）第5条第1項に規定する融資をいう。
- (2) 四日市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資） 融資要綱第5条第2項に規定する融資をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に対象融資資金の貸付実行時に三重県信用保証協会に信用保証料を支払ったもの
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 次に掲げるいずれかの法人

(ア) 暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成23年四日市市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

(イ) 当該法人の役員が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ 次に掲げるいずれかの個人

(ア) 暴力団員である者

(イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- (3) 市内に本店登記のある法人又は市内に主たる事業所のある個人

(補助金額)

第4条 補助金の額は貸付金額に次の各号に定める補給率により計算して得た保証料相当額とする。

- (1) 四日市市中小企業振興資金（一般融資）については、0.2%以内

(2) 四日市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資）については、0.2%以内  
(交付申請)

第5条 中小企業者等が補助金の交付を受けようとするときは、四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証補助金交付申請書（第1号様式）を市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し三重県信用保証協会に確認したうえ適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付決定通知書（第2号様式）により中小企業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う場合において必要と認めたときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた中小企業者等は、速やかに四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出し補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求の基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、中小企業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(事業評価)

第10条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他適正な措置を講ずるものとする。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第11条 この補助金は、四日市市補助金交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）第2条第1号の規定により市長が指定する補助金とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する交付決定を受けた中小企業者に係る補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

四日市市長

(申請者)

住 所

名 称

代表者

四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付申請書

四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付要綱第5条に基づき、次のとおり申請します。

補助金申請額

円

住 所  
名 称  
代表者

四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金について、四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付要綱の規定を順守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存すること。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

四日市市長

(申請者)

住 所

名 称

代表者

(代表者の署名又は記名押印)

四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付請求書

四日市市新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応保証料補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金を請求します。

補助金額 金

円

振込希望口座	銀行	支店							
	金庫								
	農協	出張所							
	<口座種別> 普通 当座								
	<口座番号>								
	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
	<口座名義人(フリガナ)>								